

## 平成28年度第4回鳥取市下水道等事業運営審議会 議事録

- 1 日 時 平成28年12月19日（木） 13:30～15:00
- 2 場 所 環境下水道部庁舎 3階大会議室
- 3 出席委員 10名
- 4 議 案 議 事 (1) 平成27年度決算の状況について  
(2) 鳥取市下水道等事業経営戦略（案）について

### 5 議 事

| 発言者 | 質疑応答   |
|-----|--|
| 事務局 | 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまより平成28年度第4回鳥取市下水道等事業運営審議会を開催させていただきます。本日はご出席いただきましてありがとうございます。3名が欠席ということでご連絡をいただいております。委員定数13名のうちの過半数のご出席をいただいておりますので、開催させていただきたいと思っております。開会にあたりまして環境下水道部長がごあいさつを申し上げます。   |
| 事務局 | こんにちは。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は第4回目の審議会ということで、これまで3回にわたりまして経営戦略の概要、今後10年間の投資と財政に係る施策や目標についてご説明させていただきご審議いただきました。その中で委員の皆さんからいただきましたご意見やご指摘等を踏まえまして、このたび経営戦略案としてまとめさせていただきました。本日の審議会では、先日送付させていただきましたこの経営戦略案の内容につきまして、それぞれのお立場から忌憚のないご感想とご意見をいただければ幸いです。本日も長丁場となると思っておりますけれども、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。 |
| 事務局 | 続きましては会長さんより、ごあいさつをお願いします。   |
| 会長  | こんにちは。本日は師走の、あと残すところ2週間を切ってお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。先月ですか、福岡市の博多駅前で大きな陥没がございました。あれは地下鉄工事に伴うものでございますけれども、下水道に関するインフラはほとんどが埋設ということで、鳥取市の場合も頻繁ではないですけれども、たまに道路陥没等が起こっております。下水道に関してハード的な整備ということで、今後とも、下水道管の長寿命化ということでお金をかけていく必要がありますけれども、やはりそのために一番大事なものは経営   |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>の概念といえますか、基本方針を作ることが一番大事で、それに則って今後もハード整備が進められると思います。今日も部長様の方からご説明がございましたけれども、これまで3回にわたって下水道等の経営戦略についてご検討いただきました。今日はその冊子としてまとめたものを用意させていただいておりますので、全部を見るのは非常に難しいかもしれませんが、ここでいろいろな側面から検討していただいて、また後日、パブリックコメントということで公表し、それを受けて最終案ということで作らせていただきます。本当に皆さんそれぞれのお立場から貴重なご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>  |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。そうしましたら、これからの議事進行につきましては会長の方でよろしくお願いいたします。</p>   |
| 会長  | <p>それでは式次第にしたがって議事を進めさせていただきます。まず、4の議事録署名委員の指名でございますけれども、この審議会では議事録を作成するにあたりまして、2名の委員さんに議事録署名委員になっていただいております。議事録署名委員は事務局が作成した議事録を確認した後、署名をいただくというものでございまして、委員会名簿順にお二人ずつこれまで指名させていただいております。今回は順番でいきましてお願いすることになりますけれども、よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。それでは、後日、事務局が議事録案を持参しますのでご対応のほどお願いいたします。それでは議事に移らせていただきます。議事は1つで、下水道等事業経営戦略の策定についてということで、副題として2点ございます。27年度決算の状況について、それと鳥取市下水道等事業経営戦略（案）についてということでございます。事務局から、2つのご説明をお願いいたします。</p>                              |
| 事務局 | <p>よろしくお願いいたします。まず、資料の確認をさせていただきます。お手元に式次第、A4横判のパワーポイントの資料、A3判の資料が3枚、資料1、資料2、資料3とございます。それと、最後にA4判の冊子、鳥取市下水道等事業経営戦略（案）というものが1部です。これに沿って説明をさせていただきます。それではパワーポイントの資料の1ページ目をご覧ください。平成27年度下水道事業の決算状況を簡単にご説明させていただきます。この図は下水道等事業会計の決算状況を収益的収支、資本的収支に分けて示したものでございます。鳥取市の下水道事業会計は、下水道使用料の対象となります汚水処理に係る収支と公費の対象となります雨水処理に係る収支を合わせたものとなっております。まず、左側の収益的収支のうち、収入は103億6,000万円余りで、主に現金収入である黄色いところの下水道使用料、赤色の他会計負担金、緑色の他会計補助金等、これは現金収入ではありませんが、紫色の長期前受金戻入で構成されております。</p> |

これに対して費用ですけれども、全体が 93 億 7,000 万円余りで、主に現金支出であります薄緑色の処理場費、茶色のポンプ場費、緑色の管渠費といった点検維持管理費や灰色の部分であります借入金支払利息等、その他現金の支出を伴わない藍色の部分、これ一番大きいですが、減価償却費で構成されております。27 年度の収益的収支では 9 億 8,000 万円余りの純利益を計上いたしました。これによって、企業会計移行後、計上し続けておりました累積赤字を解消しまして、今年度の未処分利益剰余金を 3,800 万円余り計上することができました。続きまして右側の資本的収支についてご説明いたします。右側の支出が、右側の方ですけれども、支出の部分が 66 億 7,000 万円余りで、主に黄緑色の建設改良費、それからオレンジ色の借入金の償還費用で構成されております。この費用を賄うために収入が 34 億 6,000 万円余りで、主に青色の部分の新たな企業債の借り入れ、それから桃色の部分ですけれども、国・県からの補助金、赤色の他会計からの出資金、薄紫色の他会計からの負担金及び分担金が財源となっております。ただ、差し引きしますと不足額が 33 億 6,000 万余りということで、これにつきましては左側の収益的収支の内部留保資金から補填をしているという構図となっております。

平成 27 年度の決算の概要はこのような状況でございますが、前年と比較しますと、ここにはちょっと数字はありませんけれども、下水道使用料でいいますと前年度に比べて約 7,000 万円余り減少しております。また、一方で維持管理費につきましては 1 億 3,000 万円余り増加しているというようなところでして、決算の数値ほどは足元の経営というのは良好ではないというふうに分析しております。以上、簡単ですが 27 年度の決算状況の説明を終わります。続きまして 2 ページ目をご覧ください。それでは今日の本題でございます経営戦略についてご説明をいたします。ここで、第 1 回目からずっと使っておりますこのフローでございますが、ここに策定のフローを示しております。ここまで、第 2 回、第 3 回の審議会で下水道事業の現状把握、分析、それから将来予測を行いまして、目標の設定と投資の合理化についてご説明をしまりました。その結果、前回までに、投資、下水道整備に係る今後 10 年の目標指標の設定、及び財政面からの目標指標の設定を行いまして、前回、財政シミュレーションの一例をお示ししまして検証を行ってまいりました。本日はこれらの検討結果を、これまでの審議会のご説明内容も踏まえまして、取りまとめまして、先ほど、手元にお配りしております経営戦略ということで具体像、冊子を作りまして皆様にお示ししたということでございます。

それでは、本日は下水道等事業経営戦略について資料の、A 3 判の資料 1 でございます。A 3 判の資料、概要版鳥取市下水道等事業経営戦略に沿って説明をさせていただきたいと思っております。資料 1 をご覧ください。この資料のところ

どころにページ数を振ってございますが、これはお手元に配布しております経営戦略の本編ページ番号を記載しておりますので、適宜参照していただければと思います。それでは資料の左上の緑の囲みの部分からご説明させていただきます。まず、経営戦略の趣旨、策定に至った動機を本編の第1章、1ページに記載しております。ここにありますように下水道事業の現状と課題として人口の減少であるとか、企業の節水対策の向上による有収水量の減少に伴う使用料収入の低下、施設の老朽化に伴う将来の投資需要の増加が予測されております。この使用料の収入減少のために、下水道の財政悪化の懸念があると。また、このまま放置するとその悪化の影響を受けて施設の修繕、維持管理費など更新ができなくなる恐れがあるということが背景にあります。このような事態に陥らないように、今のうちに将来の投資需要を適切に把握して投資の合理化、最適化を図るとともに経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る必要がございます。このような経過によって経営戦略の策定に至ったものでございます。

次に下の薄紫色の囲みの部分をご覧ください。ここに経営戦略の位置づけについて、本編2ページに記載しております。現在策定している経営戦略は、上位計画でございます本市の第10次総合計画に掲げております将来像で、いつまでも暮りたい、だれもが暮したくなる自信と誇り、夢と希望に満ちた鳥取市に向かって、快適でゆとりある生活環境の実現を図るため、欠くことのない下水道施設を持続的に計画的に管理運営するための中長期計画がこの経営戦略でございます。また上位計画だけではなくて、従来から本市ではここにありますように、同様な目的で下水道の中期ビジョンであるとか、アクションプログラムを策定して事業に努めていったところがございますけれども、当然これらの計画との整合性を図るとともに、現行の2つの計画では財政面からの検討が少し弱かったものですから、このあたりを補強すると、この計画に財政面からの検討を加えてこの経営戦略に反映させていくというものでございます。経営戦略の策定計画期間につきましては、現状での予測、将来予測の精度等の問題もございまして、大体10年ということをお今回目標期間とさせていただいております。では、経営戦略の中身でございます。一段下のオレンジ色の枠組みの中をご覧ください。本編では11ページに記載しております。まず、経営理念として持続可能で安全安心な下水道サービスの提供を通して快適でゆとりある生活環境を実現するというもので、これは上位計画の10次総との整合を図っております。この理念に基づいて以下の5つの目標を、基本方針を掲げております。1つが安全なまちづくりの強化、2つ目が暮らしやすいまちづくりの実現、3つ目が環境に優しいまちづくりの実現、4つ目が計画的施設管理と効率化の実現、5つ目が経営基盤の強化でございます。

これらの5つの方針は、先ほどご説明をしました現中期ビジョンであるとか、アクションプログラムを引き継ぐものでございます。この5つの基本方針のうち、初めの4つにつきましては安全なまちづくりの強化、暮らしやすいまちづくりから始まりまして、計画的施設管理と効率化の実現までが投資計画の方針となっております。最後の経営基盤の強化というところが、財政計画の方針となるものでございます。この基本方針に基づく計画について、矢印、右側の方に目を移していただきますと、投資財政計画というところで、本編では第4章、第13ページからでございますが、詳しくはそこで記述しております。まず、投資計画、オレンジ破線で囲まれている部分ですが、基本方針に基づき、それぞれ具体的な施策を青い囲みの中で示しております。例えば安全なまちづくりの強化につきましては、施策としてシミュレーションによる浸水区域の把握であるとか、浸水区域の解消に向けた整備を推進、処理施設の耐震化整備、重要幹線の耐震管への改修整備、道路陥没事故の未然防止の5つを掲げております。この施策に基づく取り組みで管理すべき指標、目標数字につきましてはA3判資料の裏面をご覧ください。ここに経営理念、基本方針、主要施策、取り組み内容の体系及び設定目標一覧という表を付けております。

先ほどご説明をしました安全なまちづくりの強化につきましては、具体的な取り組みとしては市街化区域の浸水区域の把握として、現状で、平成27年度末の現状として、970haあるものを10年後の平成38年末には赤字の部分であります1,555haとすることを目標値として設定しております。以下浸水対策の推進として、2,240haの現状に対して目標値を2,290ha。処理施設の耐震化につきましては秋里処理場を初めとしまして現状の48施設に対して目標を53施設で、重要幹線の耐震化につきましては現状を57.2kmに対して目標値を73.2km、以下道路陥没事故の未然防止対策として管渠の状況調査延長について現状が年間15kmほどの調査でございますが、これを38kmにするといったようなものでございます。表に戻っていただけますでしょうか、以下暮らしやすいまちづくりの実現であるとか、環境に優しいまちづくりの実現、計画的施設管理と効率化の実現につきましても、取り組みと目標値について、それぞれ裏面の方に記載しております。

続きましてその下の財政計画というところで、本編でいいますと14ページからの記載となっております。施策としては収益性財源の確保等ということと人材育成、広報、啓発活動など掲げております。具体的な取り組みとしましては、先ほどと同様、裏面の方に一覧表を設けております。一つ一つは説明いたしません、収益性財源確保に関する具体的な取り組みとしては、6項目ほど挙げております。また人材育成、広報啓発活動に関するものとしては4項目ほど目標として掲げております。これで投資計画と財政計画の概略をご説明いたしました

が、これを、バランスを取る投資計画と財政計画との均衡を図るといったシミュレーション試算というものをしたものが、本編でいいますと 29 ページからになります。お手元の資料でいいますと資料の 2 と 3 がその収支系試算、収支について試算をしたものでございます。まず、お手元の資料の右肩の資料 2 をご覧いただけますでしょうか。収益的収支試算表というものでございます。同じものは本編のほうの 29 ページ、30 ページに記載しております。

この表は 27 年度～38 年度までの数値の推移を書いたものでございます。平成 27 年度は先ほど簡単にご説明しました決算数値を入れております。28 年につきましては当初予算の数値、29～38 年につきましては、赤い破線で囲んであるところですが、これが今回の計画期間ということで 29 年～38 年の試算数値を入れております。主な見込みについて説明をいたしますと、例えば右側の赤い枠の囲みに料金収入というところがございます。この料金収入の 29 年度の数値でございますけれども、大体 31 億 5,000 万円余りあったであろうと、今、見込んでいますけど、10 年後の平成 38 年になりますと、この料金収入の見込みが 29 億 5,000 万と 10 年間で減少していくということでございます。詳しくは本編の 23 ページあたりに詳しく記載しておりますけど、これに対して緑色の囲み中段あたり、緑色の囲みで (2) 経費というものがございます。ここの、経費というのは下水道処理場の運転経費であるとか、ポンプ場の運転経費、管渠のパイプラインの管理費というようなものでございますけれども、平成 29 年度には 21 億 2,000 万円余りのものが平成 38 年は 21 億 8,000 万余りと微増、横ばいよりもやはり少し増えていくと見込んでおります。

また、その下の青色の囲みの部分がございますけれども、支払利息というところがございます。支払利息とは、過去に借入を行いました起債の償還に係る利息部分でございます。平成 29 年度に 13 億 3,000 万円余りあったものが、10 年後の 38 年には 6 億 2,000 万円余りに減少する見込みでございます。これらの試算以外のほか数値もそれぞれ動きはございますが、そういったものを全て試算した結果、下の紫色で囲ってあるところでございますけれども、経常損益、当年度純利益というところがございますが、平成 29 年には 8 億 9,000 万円で、38 年には 8 億 6,000 万円の微減というふうに見込んでおります。これは、この試算と前回指標を設定させていただきました、例えば経常収支比率 100%以上を目指すというようなところでございますと、こういった当期純利益を計上しているということで 100%以上を維持できるものと考えております。また、この表からは少し見え難くなっておりますが、経費回収率、下水道使用料で賄う部分ですが、この経費回収率も 100%以上を確保できるというふうに見込んでおります。続きまして資料 3 の資本的収支計算表をご覧ください。この表も先ほどの作りと同じで、27 年度～38 年度までの数値を試算したもの

でございます。基本的収支の主な項目の見込みとしましては、まず中段あたりに青色の囲みで建設改良費というものがございます。建設改良費というのは、下水道設備を改築更新、整備していく費用でございますけれども、これにつきましては平成 29 年度 30 億 2,000 万円余りを見込んでおりますけれども、平成 38 年には 40 億 4,000 万円余りと、かなりの増額を見込んでおります。このあたりにつきましては本編の 13 ページあたりに目標を達成するためにこれぐらいの投資は必要ではないかと見込んでいるところで、審議会では第 2 回の際に説明をさせていただいたものでございます。

この投資額を賄うために表の上の方に赤い囲みがございますが、企業債の借入でございます。これにつきましては、平成 29 年度は 19 億 4,000 万円余りというものが 10 年後には 24 億 1,000 万円余りと、その建設改良費の増額に伴って増えてしまうということでございます。ただ、借入も増えますけれども、このほかの財源としましては緑色の枠で囲んであるところで国・県・都道府県補助金と、このあたりも重要な財源となっております、こちらが増える見込みで、今、試算をしているところでございます。これに対して、過去の起債の償還についての記入として、中段あたりに紫色で囲んでおりますけれども、2 企業債償還金ということで平成 29 年には 46 億 4,000 万円余りの償還が、平成 30 年は 41 億 9,000 万円ということ、かなり高水準で償還していく見込みでございます。ただ、借入と償還を見ますと、償還の方が大きな数字となっておりますので、結果としましては企業債の残高、表の下段あたりに緑色の破線で囲ったところ、企業債残高というところがございますけれども、このあたりが平成 29 年には 666 億円余りあったものが、償還が進むことによって 38 年、10 年後には 459 億ぐらいまで減少する見込みでございます。このあたりは本編の 25 ページに説明をしております。このほかこの下段の表でございますが、他会計繰入金、青色の破線で囲ってあるところで、これは一般会計からの繰入金と言われるものでございます。これにつきましては、平成 29 年他会計繰入金の合計欄のところを見ていただきますと、29 年度 55 億余りあった繰入金が 10 年後には 41 億 8,000 万円くらいと見込んでいます。これも本編の 25 ページに触れております。それでは資料 1 に戻っていただけますでしょうか。試算表による、先ほど収益的収支それから資本的収支ということで資料 2、3 のように試算表による検証を行った結果、現在のところ投資計画と財政計画とが均衡することを検証により確認しております。このようなことで、経営戦略の取りまとめを行ってまいりたいと思っているところでございますけれども、今回の経営戦略は 10 年間という長期な計画でもございまして、作りっぱなしではいけないということで、資料の右あたり進捗管理というところを設けております。定期的な投資計画や財政計画、重要指標の実績検証見直しを行って、その都度、最新のデータをこ

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>の試算表に入れていき、また今投資計画の方で少し計画を進めておりますが、効率的な改築更新計画、ストックマネジメントによる改築更新計画を今策定しておりますが、その最新データなどをこの試算表に盛り込みながら、より精度の高い計画にしていきたいと思っております。そうすることで、ここにあります健全経営の実現、施設の適正管理につながるものと考えております。</p> <p>では最後になりましたが、この資料1の上のあたりに灰色の囲みがございます。下水道等事業の概要というところ、後先になりましたが、第2章のあたりでこれまで審議会では触れては来なかった、下水道事業の歴史的なものも含めて記載しております。これはまた、ご一読いただければと思っております。以上簡単ですが、説明を終わります。ありがとうございました。</p> |
| 会長  | <p>ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明に関しまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>   |
| 委員  | <p>財政シミュレーションを見ての質問ですが、見通しをもって、この10年間の長期ビジョンで策定されているところですけど、基本的なことを1つ教えてください。1つには収益的収支と資本的収支において、税抜きと税込みとわけて計算されておられますが、税抜き、税込みを別にして意図を教えてください。水道局は以前、同様のかたちを取っていたと思いますけど、今は税込みのかたちでされておると思いますけど。そのことを教えてください。</p>   |
| 事務局 | <p>水道局の状況は存じ上げませんが、私どもの作り込みとしては、決算資料にあわせてという考えによる作り方しております。収益的収支の損益表を作る際には税抜きということで従来からやっております、試算表については踏襲したということでございます。資本的収支については、税込みの部分ということで、少しそのあたりは研究の余地はあるのかなと、すこし勉強してみようかなと思っておりますが、経過としては決算にあわせて資料を作ったということでございます。また鳥取市の一般会計などの予算を作成するときは、これは税込みの予算で動いておりますので、特にそのあたりは柔軟に考えておるところです。</p>  |
| 委員  | <p>関連して、この長期ビジョンの中で、例えば、消費税がまた増税になるというようなことも言われており、この中に増税が含まれているのかという点が1つ、それから人口減少、企業の節水対策の向上、使用料収入の低下ということをやっておりますけども、企業誘致を含め、場所的にいいましたら、南中校区においてもかなりの人口増、これから増えてくることは市役所の試算で出ておりますし、大正校区と世紀小学校校区のところはかなり大きな分譲地、というようなことを言われております。一概にますます減ってくるというだけではなくて、ある程度そのような部分も含めての試算なのか、ということをお願いいたします。</p>  |



|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>はい。まず1点目の消費税につきましては、現状の試算には入れておりません。正式に決まりましたら、試算の修正をするというようなことになると思います。あと、工業団地などによる水量の増える見込みでございますけれども、本編24ページ、この中段あたりに図18というものがございまして、有収水量の見込みとしましては、この赤いグラフで水量の動向を示しております。それから棒グラフは、使用量の推移について見ております。今、委員より水量が企業立地に伴う増加についての反映ということがありました。結論からいいますと少し見込んでおります。</p> <p>例えば、河原に山手工業団地、もうすでに分譲、工場が稼働しているようなものにつきましては大丈夫だということで、計画上の水量を見込んで反映させております。ただし、直近の住宅分譲地であるとか、企業立地でこれからどんどん出てくるというものについては見込んでおりません。そのような計画ははっきりして動き始めましたらこの試算表に入れ込んで、出来れば上方修正をしていけばと思っております。ですので、見込んでいるのは、比較的、客観的データである、研究所がいろいろ発表されています人口減少、これについてはある程度見込んでいるという図18のデータになったところです。</p> |
| 会長  | <p>よろしゅうございますか。要約させていただければ、現実的なデータをもとに試算されておられて、テンポラリーで入ってくる、一時的に入ってくるものは、場合によれば増益だというような取り扱いになるのだということがあります。ほかにご意見、ご質問等ございましたらご遠慮なく。私の方から、資料2ですけれども、収益のところの料金収入のところの平成29年が31億で、38年には29億に減りますというお話がございました。そのずっと下のところの当年度純利益というところの欄がございまして、それが29年度は8億6,000万円だったものが、順次少しずつ上がっていくのだけでも、最後に落ちて元に戻ってしまう。それで、収益の方は徐々に徐々に落ちてきているのに、純利益が上がって落ちてくるという、その辺のところの仕組みがわからないもので、多分いろいろな項目などが入ってくるのだと思いますけれども。教えていただけたらと思います。</p>   |
| 事務局 | <p>はい。これだけの数字が同時に動きますので、たくさんありますけど、大きなものにつきましては、青色の囲みで表示してあります支払利息というものがございまして、これは費用に計上されるものですが、これが平成29年度には13億3,000万円余りだったものが、10年後の38年には6億2,800万円ということで、約7億程度減少してくると。これにつきましても、多少の波動は10年間の間でありますけど、おおむね下がる方向であると見ております。なので収入が減った分、維持管理費がそれほど下がらない、むしろ少し上がっている分、悪化する状況はありますが、過去に借入れた起債の償還利息が急激に下がっていった</p>   |

|     |   |
|-----|---|
|     | め、その部分を結果的に吸収して、損益上のその当年度純利益については、10年間スパンで見るとそれほど変わらない状況で落ちついたというところが試算の結果でございます。   |
| 会長  | ありがとうございました。はい、どうぞ。   |
| 委員  | 関連した質問です。料金収入について30年がピークですよ。このピークはどのように決められたかのか教えてください。   |
| 事務局 | 30年がピークとは、本編24ページの18になってきますけど、1つは、今年28年の料金改定効果が一部出ます。29年は丸々1年が料金改定の効果が出ます。30年ごろに先ほど申しました河原工業団地の造成が一段落して、稼働が進むのではないかと。30年頃にそのあたりの水が使ってもらえるのではないかとというようなことで今、30年が結果としてピークとなっております。それ以降にまた、新たな工業団地が出来て水をたくさん使っていただければ、このピークはずれていくと思いますけれども。現状分かる範囲の試算で、30年度が一応使用料のピークであって、それ以降は人口減少に伴う影響で下がっていくといったことを出したものです。                         |
| 会長  | よろしいでしょうか。  |
| 委員  | はい。   |
| 会長  | ほかにご意見ございますか。どうぞ。   |
| 委員  | 2つお願いですけれども、初めに資料3ですけど、資本的支出、収入の緑色で囲んである国・都道府県補助金のところですが、今までに説明や意見をつけていると思います、私も忘れてしまっていると思いますが、29年度で10億6,200万円がだんだん上がってきて、30年、34年、35年ぐらいになったら17億ぐらいになり、36年度も17億1,200万かかるとして、それなりに根拠はあるわけでしょうけど、主にどういうものが増える、または対象になるので、補助金が7割増くらいになるのかということ。もう1つは、企業債の支払利息は向こう50年間の予想シミュレーションでしょうけど、いわゆる利率は現状で計算したというふうになっておりましたが、このとおりでよろしいでしょうか。 |
| 事務局 | まず1つ目が事業費、国・県補助金で、10億だったものが17億まで増えてくるけども、何のために費用がいるかということでございますけど、本編でいいますと投資計画ということで13ページからずっと示させていただいているものです。内容としましては浸水対策でありますとか、雨水対策ですね、雨水対策であるとか、耐震化、地震対策でありますとか、それから管渠が老朽化しておりますので、そのあたりの対策費であるとか、それから何よりもまだ下水道が整備されてない地区がございますので、未普及地区の解消ということでそのあたりも取り組んでいくというようなことに費用が必要だということでございます。あと企業債の利息、利率ですけれども、過去に借り入れをしており          |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>ます企業債の償還につきましてはそのときのそれぞれの利率で計算しておりますし、新発債、これ今後新たに借入れをしていくものについては直近の利率であります1%を今試算上の利率として設定しております。</p>  |
| 会長  | <p>よろしゅうございますか。</p>  |
| 委員  | <p>はい。わかりました。金利については今、マイナス金利と言われるぐらい一番の底だろうと思いますので、現状のところ弾いて10年間いくかなというところと、あと補助金のところはおっしゃったとおりでろうと思いますけど、できればこの補助金の数字が上がってくる対象となるものの残高というか、その推移がこの表のどこかに、どことこの分がどう増えていく、増えていくからこうなる、ということが分かれば。対象というのが一目でわかるような数字は載っていないのか。</p>   |
| 事務局 | <p>そうですね。</p>  |
| 委員  | <p>載ってないのか。では結構です。</p>   |
| 会長  | <p>ほかにご質問、ご意見でも結構です。ないようでしたら私の方から皆さんに考えていただく時間を取るということで、こちらのパワーポイントで、この説明の中で経営戦略の全体像と策定のフローというところの一番右の列の一番下に中長期の視点ということでPPP、PFIとか、公益化とかあって、多分PPPとPFIは民営化の話だと思います。そこで、これも少しは頭に入れておかないといけませんよ、という意味合いだと思いますけど、本文を読ませていただくと、8ページの現状分析のところですけど、一番上のトップのところ、なお指定管理者制度PPP、PFIについては実施していません、と言い切ってしまっていますけど、この辺は何か少し文言、ここのところを変えられたらどうか。このようなことも視野に入れつつ、検討していかなければいけないとか、何かそのような話に少し文言を修正されたら、よりここのフローの対応性も取れるのではないかと思ったりしました。はい。どんなことでも結構ですよ、どうぞ、よろしければ。</p> |
| 委員  | <p>経営戦略の本文の方ですけど、投資計画でわからなかったことだけ少しお聞きしたいのですが。14ページの目標、地震対策の目標が書いてあるわけですけど、ポンプ場がわりと10年間のわりに少ないというふうに思いましたが、処理場とか重要幹線は全施設の9割以上耐震対策をしますというふうになっていますけど、ポンプ場は全施設の5割までに至らないというふうになっているかと思うのですが、その理由が1つです。それと、マンホールトイレのことはあえて言うておられますけど、特に、これは設定してないんですけど、挙げてあるということは、さっきの建設年度、10年間で建設するところに入っているのかなというのが1つです。それともう1つは見方ですけど、16ページを見ていただくと、設定目標で湖山池流域の公共下水道整備率の向上っていうのが75%</p>   |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>と少ないけども、目標設定は93%にしますよっていうふうになっていますが、これは次の下の山ヶ鼻と高路をこういうふうに変えて93%にしますよっていうものなのでしょうか。それとも湖山池周辺、それ以外のことも含めての話なのか、どうなのかなど。山ヶ鼻と高路の分を整備して93%にしますよっていう意味合いなのか、その説明書の見方がわからなかったもので教えてください。</p>   |
| 事務局 | <p>はい。まず14ページの設定目標の中で、ポンプ場の目標数値が他の施設に比べると少し低いのではないのか、というようなご指摘であろうかと思えます。1つには優先順位というものがありまして、全体の事業費も上限というのをございますので、一言で言いますと重要度の順位をつけていくと、このようなことになったというのが1つありますし、処理場の44施設というのは、例えば秋里処理場は1カ所の処理場ですけども、この中に数種類の施設がございますので、いろいろなパーツで何施設というように計上している手前、件数としては少し数が増えてくるということもございまして、結果としてこのような目標数値になっております。</p>   |
| 事務局 | <p>あと、マンホールトイレについては少し調べさせてください。次に16ページの湖山池流域の整備率の向上と山ヶ鼻のところは関連性があるのかという問い合わせですけど、ここは入れている場所が違ってまして、公共下水道の整備率の向上、広い意味で言うところには山ヶ鼻の整備は寄与しないということになります。あくまでも山ヶ鼻・高路地区については集落排水事業によって整備をすることを今考えておりまして、直接的にここの数字には入っていないということでございます。このあたりは誤解を招かないような書き方に訂正したいと思えます。後先になりましたが、マンホールトイレにつきましては、今回の指標の積算の中には入っておりません。</p>   |
| 会長  | <p>はい、どうぞ。</p>   |
| 委員  | <p>17ページのところにも書いてある、要は料金収入というのは接続率が上がらないと実績も上がってこないということだろうと思うのですが。そこで、主な取り組み内容を見ますと、要は訪問して依頼するとか、逐次訪問とか、そういうことだけになっていて、何か前進しそうな雰囲気がないですね。その上には、下水道法第11条の3第1項で要は3年以内に接続しなさいとかいろんなことが書かれておるものですね。そこでお聞きしたいのは、この中で事業所、アパート、マンション等の所有者に対してというのがありますが、これは今未接続になっているのは、その建物を建てた段階で下水道が未整備のため接続がなかったのか、それとも整備済みであったけど、業者の都合で接続しなかったのか、この辺がお聞きしたいというのと。それと新たに事業所やマンションやアパート等について建設される場合は、要は法的拘束力をもう少ししっかりと、自己責任で環境に対して協力するというのもやっていかないと、どんど</p> |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>ん後先になり、後追い後追いになってしまうと、月日が経つとだんだん誰もやらなくなってしまおうと思うわけです。</p> <p>だから、要は行政の方ではこういった建設等について許認可を持っておられるわけですから、行政指導として建設許可書等が出た、あるいは地盤の整備等が出たときに、下水道はどうする、必ず接続してくださいよ、という両面でやっていかないと、後追いばかりになってしまい結果的に受益者負担になっていて、きっちり支払っておられる人が割りをくうことになるということだと思っうですね。ですので、そこのところは現状どうなっているのか、新しいものは必ず接続するようになってきているのだけど、下水管の設備が完了していないために出来なくて、後追いになっているから接続してもらえないものかどうなのか、その辺もお聞きしたい。それから建設時等に下水道接続に対する法的というか、許認可の関係はどうなっているのか。私的なもので言いますと、家を建てたときは下水に接続しなさいと指導され、ちゃんとならないでいるわけです。だからたいがい新築の人は本管が通っていれば必然的に繋げると思っうのです。湖山地区については接続ができないのは、やはり既に家が建っていて、下水管が後から整備されたために、浄化槽等で対応しておられることで、金まで出してやらなくていいというようなことなど、いろいろなしがらみがあると思っうわけです。だから、何とか接続してなどと訪問しお願いすることだけでは、なかなか前には進まないと思っうのです。まして湖山地区ですと、マンションがすごい勢いで建っていますよね、あれに対して本当で下水道に対する接続の状況っうのがどうなっているのか、現状が。その辺をお聞きしたいと思っいます。</p> |
| 事務局 | <p>未接続になっているケースっうのは、今、おっしゃいましたいずれのケースもございます。まず下水が整備される前、浄化槽であった地域に、後から下水が入ったと。下水道法で速やかに接続しなければならないとなっっています。それで、たいがいの8割・9割の方は接続されるわけですが、うちは浄化槽のまま構わないとか、お金がないとか、いずれ家が古くて壊すからとか、子供が県外に出ていて自分では対応出来ないなど、なかなかそれを実行してもらえないパターンがございます。それから、下水道の事業認可を網掛けする時に、その認可、うちはもう下水はいらないと、これは数的には少ないですけど、最初から受益者負担金も払いたくないし、外してくれというようなことで現に入っていないという、そもそも公共下水道の事業区域をも拒否したようなケースも、わずかですけども見られます。下水が入ったときは畑だったと、湖山の辺は多いですけども、そのあとに開発行爲で家を建てるというケースはたいがい、下水が入っていれば接続ということをお条件として許可しますので、開発業者が法をくぐってということはありません。例えば工場を建てるとかであれば入ってもらいます。ただし宅地開発をして、その隣接に10軒、家が張り付</p>  |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>いた場合の接続というような話は、また別になります。</p> <p>ただ、下水が敷設されている1団地の中で、家を建てる時に建築確認を取りますので、建築確認を取るときに下水が入っているのに浄化槽設置とかは、法的に許可がありませんので、そういう場合の心配はございません。ですので、たいがいの下水につないでないというケースは、もともと浄化槽、あるいは汲み取りであって、そこに下水が整備されたけども、いろいろなかたちで接続までに至っていないという場合が多く、我々が把握している中で、まだつないでもらってないというのが1,800件ぐらい。今、回っているわけですけど、毎年のようにそういったものがありますので、それはおっしゃるように法的には速やかにという言葉しかなくて、罰則規定がなかなかないものですから、そこまで出来てないというのが実情です。おっしゃるとおり、何とか締め付けをしてもつなげるべきだという意見もございます。それで、使用料とかの面で公平性を欠くのではないかという事も、おっしゃるとおりだと思っておりますので、これは課題としては何とかしなければいけないとは思っております。</p> |
| 会長  | よろしいですか。どうぞ。   |
| 委員  | <p>実際に、事業所との割合はどうですか。事業所、ここに書いてあるアパート、マンションと書いてありますので、これは集合住宅ということで一括していける部分があるわけですね、土地開発は、宅地だけ整備やるので、接続は別になるわけですけど、マンションとかは、集合住宅で一括して管理者がいて、きちんとするものですよ。ただ、そういうところの分はきちんと出来ているのか、そういったところでも全く意に介さずに、こうなっているのか、その辺はどうでしょうか。</p>  |
| 事務局 | <p>はい。さっきの話と同じになりますけど、新規で下水が入っている地域に新規で建設されるアパート等は当然接続しないと建てられません。ただ湖山のあたりで多いのは、もともと浄化槽で建てている大学の1人用のアパート、マンションというのがあって、その場合に下水が入った場合に、いろいろなケースがありまして、大家さんが管理している場合、それから宅地開発業者とか、住宅業者が委託を受けて管理しているような場合、いろんなケースがあるわけで、浄化槽をまだ切り替えてもらってないということもあります。例えば住宅管理会社が管理しているということで、市がお願いに行っても、大家の意向が云々というようなことで、なかなか取り合ってもらえないということは、歯がゆいですが、実際ございます。いろんな場合があるというのが実情で、そこが悩ましいところでございます。</p>  |
| 会長  | よろしいですか。その場合は、負担金は払っておられるのですか。   |
| 事務局 | 大体負担金は払っております。   |
| 会長  | 何か難しいような話で、多分この経済的事情とか、高齢化等を理由にという   |

|     |   |
|-----|---|
|     | のはわからなくもないものと思いますが。そのために市の方から何か、資金の助成とか、助成ではないか、無利子の何かを出されておられますよね。   |
| 会長  | あれに関して少し私もコメントさせてもらいたいことがあって、こういう経済的事情とか、高齢化、高齢者の方に連帯保証人を取るのは非常に難しいと思うのです。制度的に仕方ないだろうけども。あの辺をもう少し鳥取市として、融資制度をもう少し検討されたら、可能性も高まってくるのではないかな。その代わり資金回収の面で非常に難しい面も入ってくると思いますけども。これは一長一短で、両方の危険性はあるわけですけど、その辺、少し考えられたらどうかと思ったりします。はい。これコメントですから。   |
| 事務局 | これもよくわかりますけども、今のところ市の債権管理という面では、やっぱり保証人を付けるということにしています。ただ、現実問題は、銀行を介して制度融資というかたちでお出ししていますけど、銀行は審査をする上で、自分のところが貸し出すときはかなり厳しいですが、バックに市がいるということで緩いのが実際です。ですから、高齢者の方が申し込まれて、保証人も年金暮らしの方の保証しかないというようなケースでも、銀行窓口では市がOKだったら出しますよということで、実際は何とか払えないわけではないという収入の所得証明が付いていれば、許可しているところが実際ですので、かなり緩いです。 |
| 会長  | わかりました。どうもありがとうございます。それと、先ほど委員の方からご質問がありました、何ていうか、ポンプ場の話、整備率が低いかというご指摘がありましたけども、もう1つ重ねてお尋ねしますけど、もし震災の際に支障が生じて、復旧に対する期間が非常に短縮でき、ポンプ替えるだけだからとか、簡単だからこの辺のプライオリティというか、優先度が下がってきているのかと思ったわけだけど、そのようなことはないですか。  |
| 事務局 | はい。会長さんの言われることも確かにあろうかと思いますが、やはり優先順位の中で、今の会長さんの意見、おっしゃった部分もあるとは思いますが。ちょっと、時間いただけますか。  |
| 会長  | はい、わかりました。多分あれでしょうね。処理場の場合にはいろんな施設って書いてあるけど、それぞれの施設がこう集合してシステムになって処理という機能を果たすわけだけども、ポンプという、ポンプ場というのはいわゆる中継ポンプでこう切り離すでしょう。だから、ポンプ場は一部除くと、強固に固定されているものだから、被災は起こる確率が非常に少ないと思いますよね、構造的にも。場合をとっても、取替えもそんなに時間かからないから、そういう話違うかなと思ったりもしているのです。ほかに何かご質問ございますか。                                       |
| 委員  | はい。   |
| 会長  | どうぞ。  |

|     |   |
|-----|---|
| 委員  | <p>今の話で、排除時間というものがありますよね、排除する。排除時間があえば、設備投資しなくていいです。時間がありまして、それでそっちの方が優先しますので設備は簡単にしなくてもいいようになっています。</p>  |
| 会長  | <p>わかりました。ありがとうございます。</p>   |
| 委員  | <p>質問です。22ページの4-2-1-1-2、使用料徴収率のところですか。この滞納処分を実施するのはどういったことをされますか。</p>   |
| 事務局 | <p>滞納処分の具体的な内容ということでよろしいですか。下水道使用料は農業集落排水の使用料と少し違いまして、位置付けは。公共下水道使用料が7割5分ぐらいと考えていただければいいですけど、下水道使用料は税金とか、国保税と同じ強制的に市が徴収できるという、性質のものでして、要はよく税務署が差し押さえするっていうようなことがあったりしますけど、全く同じで、滞納者に対して強制的に徴収することができます。具体的にはいったん差し押えをした上で、例えば財産であれば、それを競売にかけて還付金にして使用量に充当するというようなこと。あるいは給与を差し押さえる。ありとあらゆる財産を差し押さえることができますので、そこまでやる処分を中心として、全体的にそれに近い、そういう強制的な力をもって回収する。あるいはもう回収できないとなったら、もうそれは捨ててしまうということも。あるいは捨てるというのはもう取らない処分なのですけども、本当に生活困窮者の場合は、生活保護の場合は別としまして、本当に生活困窮者で同じように下水道使用料を滞納しているけども、本当に払えないということが裏付け取れたら、それは滞納処分の執行停止というような処分もあります。</p> <p>そういういろいろなものを含めた整理を行って、取り立てをしていくというのが滞納処分というふうに、言葉は広い意味で捉えるか、狭い意味で捉えるかということはあるわけですけども、税と同じような強制力をもって徴収することを滞納処分と考えていただければ結構です。一般的に、お金の貸し借りですと、返してくれないからといって、強制的には取れなくて、裁判所に訴えて、裁判所がこれはお宅の言うとおりでというのを認めたら、裁判所から差し押さえの許可をもらって差し押さえるというのが一般的な債権のあり方。それになると対等の関係に近いんですけど、下水道使用料の場合は強制力があると。税金と全く同じ地方税、市民税とか所得税とか同じ強制徴収債権というような言い方をしたりしますが、そういう力がありますので、市の債権の中でも、下水道使用料30億がありましたけど、多いですけども今、未収金が2億6,000万ぐらいということで、これを何とかしなければいけないということで、今までいろいろやってはおります。徴収員が訪問して徴収したりしておりますけど、先ほど委員の話にもちらっと出ていたと思いますけど、一歩進めて徴収率を上げるということも大きな課題として捉えておりまして、この経営戦略の中の一</p> |



部として担当としては考えております。

現年度の毎年の使用料徴収率は、公共下水道だけでいきますと98%まで伸びました。ですから、税金とほぼ変わらないところまで、現年度の徴収率は来ています。ただ、残りの1.2何%の積み重ねが2億であると、2億6,000万であるということでここを何とかするっていうことが、また全体の徴収率アップにもつながってくると。先日、日本海新聞に鳥取市で滞納、債権管理課という課がありまして、そこが滞納処分、滞納整理を今進めておって、大分効果が出てきたっていうニュースが新聞の方に出たわけですけど、市全体としての未収金を減らすようシステムを強めておりますので、我々もそこと連携して、今のところ連携して今年度、本当の高額滞納者を債権管理課に渡してしまって、そこで処分をしてもらい取り組みを、今やっているところです。主に個人が多く、個人レベルでいいますと、5年間で大体20万円溜まっているとか、27万溜まっている。それで本当に生活が苦しい人には、それなりに対応するわけですけど、全く取り合ってもくれないという方も中にはいますので、そういう場合は債権管理課に引き渡すと。それで債権管理課は取り立てのプロですので、我々はやはり慣れがありませんけども、本当に預金を調べるとか、銀行に、強制力が先ほどあるって言いましたけど、それをバックに銀行に照会して調べる権利がありますし、職場さえわかれば職場に対して給与照会もできます。この人は、お宅、幾ら給料をもらっていますか。それで、そういうことを使って取り立てていく。中には給与照会をただで、職場に滞納がばれるからといって一括して払いますっていう人がいます。あるいは債権管理課に移管するときは、もうこれで払ってもらえなかったら債権管理課に移管しますよという通知を出します。そうすると、一般の方は債権管理課に移管しますと言ったら、何か取り立て屋に移管されたと思われるのか、怖くなって急に何か対応してくるとか、実際そういうこともあります。

そういうことも含めていろいろな取り組み全体を滞納処分というふうに捉えていただければ、それが今強いので。水道局と将来的に統合するという話も、今この中にちらっと出ていますけども、水道局と統合すれば、水道局は時効が2年で、強制徴収ではないので、法的に2年という時効が定められて2年を越したら踏み倒しになってしまうわけですけど、下水は5年です。税金も5年。しかし、水道局は2年ですけども、給水停止という力があるので、滞納されたら止めに来るわけですが、バルブを。水道を止められると生活ができないので、払われるのですね、とりあえずは。ですから、水道局と一緒になれば水道料金と下水道料金を一括して5,000円ずつで1万円ですよという請求をするというかたちで多分移行すると思いますので、そうすると下水道料も含めた1万円を払ってもらえないと水道を止めますっていう、これは全国の何割かの自治体が

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>やっている方法ですけれども、そういう一括徴収という道があるんですが、でも、水道局さんも給与を差し押さえますよというところはなかなかやってないので、逆に、今の体制の方がその税金の取り立てのプロと一緒に進められるというメリットもありますので、これを今後も取り組んでいきたいと思っています。</p>   |
| 委員  | <p>ありがとうございました。よくわかりました。ということは、27ページの広報、啓発活動の辺にあることをわかりやすくしていただけたらと思います。以上です。</p>   |
| 会長  | <p>ありがとうございました。このあえて支払い側から見るとコンビニエンスストア等も一部利用できると26ページに書いてありますけども、まだ全面的な使用には至ってはいないですね。</p>   |
| 事務局 | <p>今年度いっぱい簡易水道は水道局に統合をされます。29年度からほぼ全部が水道局のシステムで料金処理をやりますので、来年度からは全地域の下水道使用料がコンビニ払いできます。</p>   |
| 会長  | <p>わかりました。はい、ありがとうございました。その辺は、まだ明記しない方がいいわけですか。ここではそういう納付しやすい環境を今後とも拡大してまいりますぐらいにとどめている方が、まだ確定ではないということで。わかりました。その辺が多分それぞれ世帯側が働いておられたら、支払う時間がないので、やはり非常に大事だと思います。払いたいけども、時間がないということはあると思いますので、ぜひ進めてください。何でも結構ですので、何か疑問に思われること、聞きたいこと、何でも結構ですので、よろしゅうございますか。</p>   |
| 事務局 | <p>よろしいでしょうか。</p>   |
| 会長  | <p>はい。</p>  |
| 事務局 | <p>先ほどあいまいな回答しました。本編の14ページのポンプ場の関係でございます。</p>   |
| 事務局 | <p>整理し、一言で言いますと優先順位ということになりますが、処理場とポンプ場との機能を天びんにかけてした場合、どうしても水処理系の、汚水処理をする処理場の優先順位が高くなります。それと、先ほど委員さんの方からもございました、ポンプ場につきましては、ある程度代替機能ということをすることもできますので、そういった面で少し優先順位が落ちるということですけど、逆に言いますと、優先順位が低い中でもこの旧施設というのは、計上して今回10年でやりたいというところは結構重要なポンプ場でございます、それは処理場施設に匹敵、それ以上のポンプ場施設であると、ご理解いただければと思います。</p> <p>あと、マンホールトイレの整備についてご質問があり、マンホールトイレの</p> |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>整備費って今回見込んであるのかというお話がございました。見込んでいませんと簡単に答えましたが、当然この計画に入れるべき施策でございますので、試算表の方にもしかるべく費用を計上して、少し試算をやり直してみたいと思います。それほど大きな事業費ではないと思いますので、全体の流れとしては変わらないと思いますが、見込んでみたいと思います。以上です。</p>   |
| 会長  | <p>はい、ありがとうございました。最後に私の方から確認ですけど、34ページに進捗管理、第5章で進捗管理ということで、29年度からの10年間の計画が書いてございます。特にその表の下から2行目、最下段のところですけども、戦略の見直しとか、料金の見直しっていうのが4年に1回ぐらいずつ行っていくということで、これはもう確実にこの年度で実施するというふうに理解してよろしいですか。</p>   |
| 事務局 | <p>はい。なぜこのような見直しの周期を設定したかといいますと、鳥取市は料金の見直しが3年を目途にやっております。このため、その周期にあわせてこの経営戦略を1年前に若干修正をかけて、それを反映したかたちで次年度に料金改定に向かうというようなことを、今の段階で考えておりますので、このようなサイクルになったということでございます。</p>  |
| 会長  | <p>はい。わかりました。ですから、一番最初にご質問いただいた、新たな工業団地とか、住宅団地とか、今後出来てくるようなこと、計画されていますので。その辺が入ってくれば、当然この10年間の収支バランスもその都度見直しをしていくだろうと思います。それでよろしいですね。</p>  |
| 事務局 | <p>はい。</p>  |
| 会長  | <p>ほかになれば、これで意見が出つくしたかなと思いますので、今日の意見を踏まえつつ、今回これをパブリックコメントということで市民の方々に一度見ていただいて、ご意見をいただくという期間を設けているはずなので、その辺を事務局の方からご説明願えますでしょうか。</p>  |
| 事務局 | <p>はい。そうしましたらお手元のA4資料の一番最後、3ページ目をご覧ください。今後のスケジュールというところがございます。今日が第4回の審議会ということで、いただきましたご意見をもとに、手元に配布しております経営戦略そのものを少し修正、微調整させていただいた上で、年明けの1月10日から3週間ほどですが、市民政策コメントにかけたいと思います。すでに市報の方にもやりますよというご案内は、させていただいているところでございます。この2、3週間ほどご意見をいただいたあと、また修正等加えたものを2月に第5回審議会ということで皆様にお示ししたいというふうに考えております。以上です。</p> |
| 会長  | <p>ありがとうございます。先ほど事務局からご説明ありましたが、今日いただいたご意見等踏まえて、少し微調整があるかもわかりません。その辺のとこ</p>   |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>ろ委員長に一任させていただくとありがたいですけど、よろしゅうございますか。どうもありがとうございます。それでは、その他ですけど、何か事務局の方ございますか。</p>               |
| 事務局 | <p>ございません。</p>  |
| 会長  | <p>はい。皆様の方から何かございますでしょうか。<br/> それでは第4回鳥取市下水道等事業運営審議会を閉会させていただきます。長時間にわたりましてご審議いただき、ありがとうございました。</p> |